

農林統計と茨城農業

関東農政局茨城統計情報事務所

1 はじめに

— 統計情報事務所のあらまし —

茨城統計情報事務所は農林水産省の一部門で、県内の農林水産業や農山漁村の多様な実態を把握するために各種統計調査や情報収集等を全国規模で行っています。

茨城統計情報事務所は水戸市にありますが、その下に太田、潮来、竜ヶ崎、土浦、下妻、境の6出張所を県内に配置した調査体制となっています。

農林水産本省には大型コンピューターを設置し、各事務所との間をネットワークで繋いでデータの送受信や集計等の処理作業を行っています。

農林水産統計情報は、各種農林水産政策や事業等を推進していく上でなくてはならないものとなっており、多くの多面的ニーズに対応すべく取り組んでいます。

茨城統計情報事務所の調査などの主な業務をあげれば下表のようになっています。

この他、事務所、出張所に農林水産情報セン

ターを設け、統計情報、流通情報、行政情報、現地情報、貿易情報、海外情報等問い合わせなどにも応じています。

農林水産統計調査と主な業務

1	農林水産業の基本的な構造を把握する調査 ◇農林業センサス ◇農業構造動態調査 ◇漁業動態調査 ◇漁業センサス	2	農林漁業者の経済活動の実態を把握する調査 ◇農林業経営統計調査 ◇漁業経済調査 ◇農林漁業所得統計 ◇農林業組織経営体調査
3	資源利用と生産の実態を把握する調査 ◇農作物生産量統計調査 ◇畜産調査 ◇養蚕調査 ◇漁業生産統計調査	4	生産から消費にいたる流通の実態を把握する調査 ◇食品流通動態調査 ◇食品産業・消費に関する調査 ◇木材流通統計調査 ◇水産物流通統計調査 ◇食品流通・消費情報サービス
5	地域環境の情報把握 ◇現地情報の収集 ◇農林水産情報交流ネットワーク ◇地域環境に関する統計情報	6	国際統計情報の提供 ◇海外農産物主要産地の生産・流通等の情報や農林水産物の輸出入の情報
7	統計情報・行政情報の提供 農林水産統計調査・情報の収集等の結果は、地域の振興計画・各種施策に幅広く利用していただくため、次のような刊行物で提供しています。 【速報】★水稲作柄・予想収穫量調査(8,9,10各月) 【刊行物】★茨城農林水産統計年報 ★農業経営統計調査動向統計 ★茨城県の生産農業所得統計 ★農業構造動態調査 ★茨城の作物統計 ★海面漁業・養殖業生産量 ★茨城県漁業の動向 ★その他 ★その他 【情報通信】☆LANシステム等による農林水産情報の提供 【行政情報】☆農林水産省が発表した行政情報データベースに蓄積		

2 農業を取り巻く情勢

— 5つの視点、8つの課題 —

現在、内閣総理大臣の諮問機関の「食料・農業・農村基本問題調査会」(会長木村尚三郎東大名誉教授)が開催されています。ここでは我が国社会・経済等が大きな転換期を迎えている中で、21世紀を見据えて食料・農業・農村のあり方の検討が行われています。

その中で、検討に当たっての5つの基本的視点及び我が国食料・農業・農村の当面している8つの課題をあげています。

これらを検討するに当たっていろいろなバックデータに基づいて検討されています。統計情報に関する調査・情報収集はこれらの検討に貢献

しています。

◇食料・農業・農村を考える基本的な5つの視点

- ① 食料供給の安定は、国民生活の基盤であること。
- ② 農地と森林は、水をはぐくみ国土を作ること。
- ③ 21世紀は、持続的な社会の形成が求められること。
- ④ 人口・食料・環境・エネルギー問題は、地球的規模の問題であること。
- ⑤ 少子化・高齢化の進行や経済社会のグローバル化の進展など、経済社会全体にわたる変化が進行すること。

◇食料・農業・農村の当面する8つの課題

- ① 食糧自給率が先進国の中で特に低いもの（供給熱量自給率42％、穀物自給率29％）となっている中であって、将来にわたって食料の安定供給を確保していくこと。
- ② 消費者・国民からは、食料供給について量的な面ばかりでなく、質的な面での向上が求められている。今後、政策全般にわたり消費者・国民の視点に立ち、そのニーズに対応すること。
- ③ 食品産業について食料供給の重要な担い手として健全な発展を図ること。
- ④ 担い手や農地が減少する中で、農業が発展していくよう、構造の変革を進めること。また、意欲ある経営者の経営の安定を図ること。
- ⑤ 中山間地域等をはじめとして農村の過疎化・高齢化が進む中で農村地域の振興・活性化と魅力ある「むらづくり」を進めること。
- ⑥ 農業が環境を保全する機能を十分に発揮できるようにすると同時に、化学肥料、農薬等により環境に加えている負荷を軽減すること。
- ⑦ 飢餓・貧困問題の解決に向けて、食料・農業分野における国際貢献を行うこと。
- ⑧ その他諸外国の農業政策の動向や財政事情を踏まえること。

3 茨城農業のすがた

— 恵まれた立地と気候 —

茨城県の農業は①大消費地の首都圏に位置して

おり、立地条件にめぐまれていること、②平坦で広大な農地を擁していること、③温かな気候に恵まれていること、④機械化の推進や高度技術を取り入れて効率的な農業に取り組まれていることなどにより、全国で第3位の農業生産県となっています。

(1) 茨城県農業の地位

— トップクラスの農業県 —

茨城県農業の全国に占めるシェア、県別順位を示すと次の様になります。

指 標	年次	単 位	茨 城	全 国		
				シェア	順位	
耕地面積(耕地率30.6%)	平9	ha	186,700	3.8	2	
田	平9	ha	107,400	4.0	6	
畑	平9	ha	79,400	3.5	3	
総 農 家 数	平7	戸	140,001	4.1	2	
専 業 農 家 数	平7	戸	18,430	3.3	6	
第1種兼業農家数	平7	戸	22,032	4.3	3	
第2種兼業農家数	平7	戸	99,539	4.2	3	
農 家 人 口	平7	人	653,378	4.3	1	
農 業 就 業 人 口	平7	人	191,840	3.9	2	
基幹的農業従事者	平7	人	118,293	4.3	3	
農 業 粗 生 産 額	平8	百万円	469,503	4.5	3	
生 産 農 業 所 得	平8	百万円	234,129	5.2	3	
水稲(子実)作付面積	平9	ha	86,300	4.4	6	
陸稲(子実)作付面積	平9	ha	5,190	60.3	1	
麦類(子実)作付面積	平9	ha	8,460	3.9	7	
かんしょ作付面積	平9	ha	7,640	16.4	2	
作付延べ面積	雑穀(子実)作付面積	平8	ha	1,020	3.7	8
	豆類(子実)作付面積	平8	ha	5,570	3.4	3
	野菜作付面積	平8	ha	35,500	5.4	3
	果樹栽培面積	平8	ha	8,550	2.8	11
	工芸農作物作付面積	平8	ha	2,750	1.4	9
飼肥料作物作付面積	平8	ha	10,700	1.0	12	
茶 栽 培 面 積	平9	ha	812	1.6	13	
養 蚕 農 家 数	平9	戸	202	3.2	6	
取 繭 量	平9	t	91	3.6	6	
乳用牛飼養頭数	平8	頭	43,400	2.3	8	
肉用牛飼養頭数	平8	頭	62,900	2.2	15	
豚 飼 養 頭 数	平8	頭	634,400	6.4	3	
鶏 飼 養 羽 数	平8	千羽	10,808	5.7	1	
ブロイラー飼養羽数	平8	千羽	2,064	1.7	16	
林 家 数	平2	戸	51,610	2.1	24	
林 業 所 得	平8	百万円	8,513	1.5	26	
漁業経営体数(海面)	平8	経営体	665	0.4	37	
漁業経営体数(指定湖沼)	平8	経営体	650	
漁業生産量(海面)	平8	t	279,396	3.9	5	
内水面漁獲量	平8	t	6,949	
漁業生産額(海面)	平8	百万円	33,345	1.6	16	
漁業生産額(指定湖沼)	平8	百万円	2,865	

この表からみると、農家人口は全国1位で、農家数は2位、生産の基盤である耕地面積は2位の地位（茨城は他に比べ畑の割合が高い）にあり、さらに農業粗生産額は3位であり、茨城がいかにトップクラスの農業県であるかが伺えます。また、気候にも恵まれていることから、米麦、野菜、果樹、工芸作物、畜産などほとんどの品目の作付け面積や飼養頭数が上位の地位にあることがわかります。

(2) 品目順位

一 全国の上位を占める県産品

当県の上位50品目について全国の順位をみると、1位が8品目、2位が8品目、3位が6品目、4位が5品目、5位が7品目と約7割の品目が全国の上位5位の中に入っています。

平成8年品目別農業粗生産額（茨城県上位50位まで）

県内順位	品目名	粗生産額 (百万円)	構成比 (%)	全 国	
				順位	シェア
1	米	134,202	28.6	7	4.4
2	豚	39,587	8.4	3	7.2
3	鶏 卵	29,792	6.3	1	6.6
4	露 地 メ ロ ン	22,740	4.8	2	20.7
5	か ん し ょ	19,399	4.1	2	17.1
6	生 乳	16,039	3.4	12	2.2
7	肉 用 牛	12,069	2.6	13	2.5
8	レ タ ス	10,032	2.1	2	13.5
9	ト マ ト	9,408	2.0	4	5.3
10	日 本 な し	8,835	1.9	3	8.1
11	は く さ い	8,669	1.8	2	17.8
12	き ゅ う り	7,615	1.6	7	4.5
13	ピ ー マ ン	7,597	1.6	2	16.1
14	ね ぎ	7,579	1.6	4	5.9
15	葉 た ば こ	7,427	1.6	7	6.0
16	むし切りかんしょ	7,331	1.6	1	41.3
17	れ ん こ ん	6,265	1.3	1	32.0
18	ご ぼ う	5,623	1.2	2	14.6
19	ほ う れ ん そ う	5,502	1.2	5	4.9
20	鉢 も の 類	5,491	1.2	4	4.5
21	な す	4,872	1.0	8	4.2
22	す い か	4,818	1.0	5	5.1
23	い ち ご	4,701	1.0	12	2.6
24	だ い こ ん	4,382	0.9	7	3.7
25	芝	4,380	0.9	1	27.7
26	キ ャ ベ ツ	4,167	0.9	7	4.9

県内 順位	品 目 名	粗生産額 (百万円)	構成比 (%)	全 国	
				順位	シェア
27	ブ ロ イ ラ ー	3,708	0.8	17	1.4
28	ば れ い し ょ	3,690	0.8	4	2.5
29	み つ ば	3,690	0.8	1	27.4
30	とうもろこし(未成熟)	2,871	0.6	3	7.8
31	に ん じ ん	2,864	0.6	6	4.2
32	か ぼ ち ゃ	2,828	0.6	3	10.0
33	小 麦	2,687	0.6	5	3.8
34	乳 牛	2,479	0.5	5	2.5
35	に ら	2,071	0.4	3	8.4
36	ら っ き ょ う	2,039	0.4	1	23.4
37	く り	1,940	0.4	1	18.3
38	や ま の い も	1,782	0.4	5	4.2
39	さ や い ん げ ん	1,779	0.4	5	4.8
40	切 り 枝	1,679	0.4	2	13.0
41	温 室 メ ロ ン	1,581	0.3	4	4.7
42	ぶ ど う	1,563	0.3	15	1.3
43	大 豆	1,558	0.3	10	3.9
44	せ り	1,547	0.3	1	46.0
45	し そ	1,500	0.3	3	8.7
46	二 条 大 麦	1,455	0.3	6	5.5
47	き く (切 り 花)	1,359	0.3	16	1.4
48	ら っ か せ い	1,358	0.3	2	10.7
49	さ と い も	1,130	0.2	12	2.2
50	し ょ う が	1,014	0.2	5	5.7
	そ の 他 農 産 物	20,809	4.4		
	合 計	469,503	100.0	3	4.5

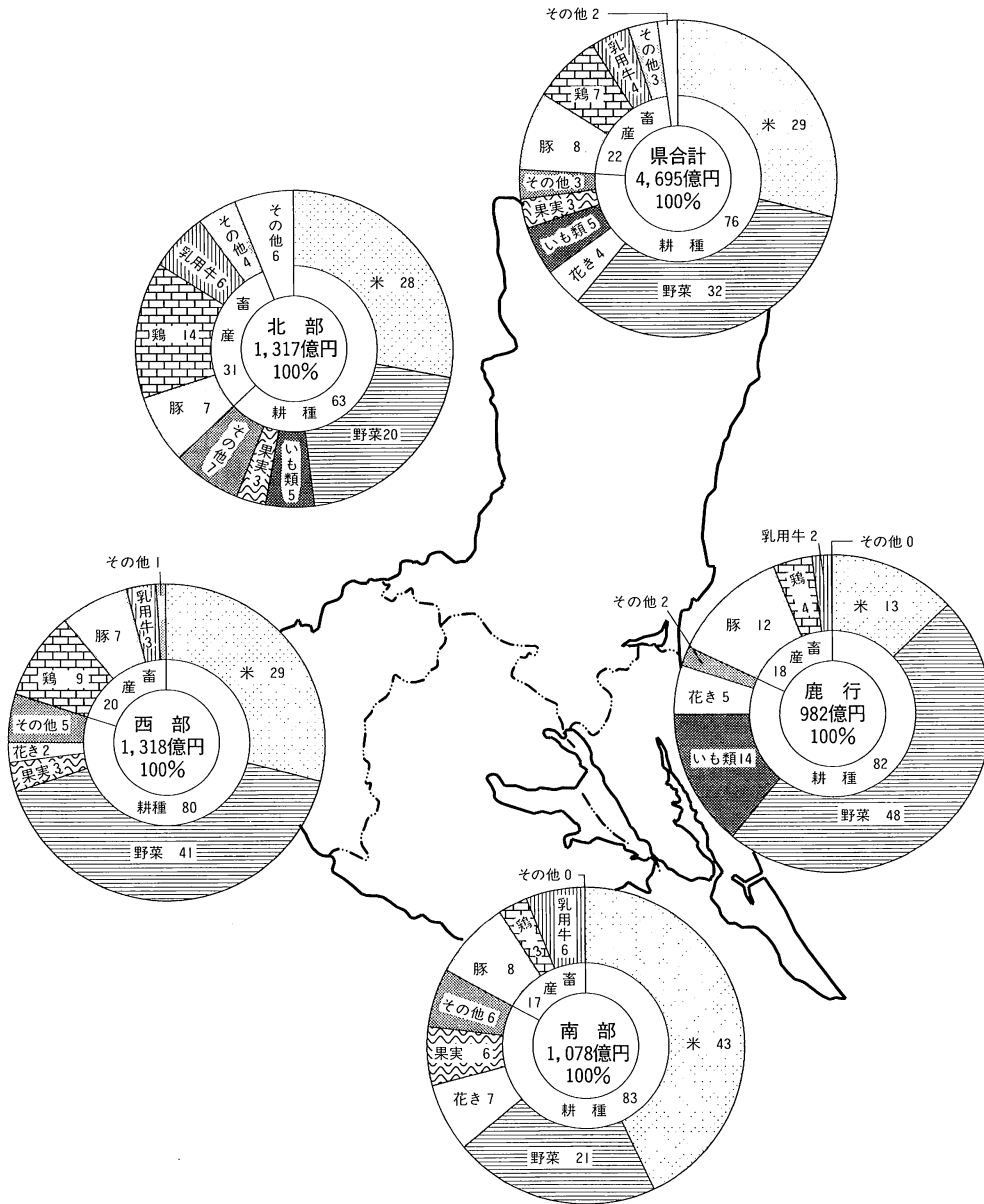
(3) 県内地域の農業

一 特徴的な4つの地域

茨城県内の4つの農業地域別に農業の特徴を図により見てみましょう。

本県は野菜の生産額が米の生産額を上回ってトップになっていますが、地域別には鹿行地域は48%、西部地域は41%で野菜の生産割合が最も高くなっています。南部地域は水田地帯のため米の割合が43%と最も高くなっています。また、北部地域は中山間地域が多く、畜産の割合が31%で最も高くなっています。

県内農業地域別にみた農業粗生産額（平成8年）



4 むすび

一 期待される県農業 一

茨城県は全国の中でもトップクラスの農業県であり、農業資源に恵まれ、我が国食料の大供給基地となっています。農業生産の要素についてみると、全国的にも同様の傾向ではありますが、農業従事者、耕地面積などの減少、兼業化及び労働力高齢化の進行、後継者不足などがあり、農業生産力の脆弱化を否定できません。反面、経営感覚に

優れた効率的、意欲的な農業経営の育成を目指す認定農業者は増加しています。また、農業・農村は食料の安定供給のみならず、国土、自然環境の保全等の多面的・公益的機能を有しており、これらに対する国民の関心が高まっています。このような中で、茨城県農業・農村が地域特性を活かし、若者にも魅力ある産業として確立され、美しく、快適で、活力あふれる農業・農村の実現に向けた努力がなされています。

ダイオキシン対策の推進

ダイオキシンは、物質の燃焼過程や化学物質の合成過程で自然に発生してしまう化学物質です。毒性が強く、自然界ではなかなか分解されません。また、身近なごみ焼却施設からも排出されていることが分かり、大きな社会問題になっています。そこで茨城県では、平成10年3月、「茨城県ダイオキシン対策指針」を制定しました。

1. 茨城県におけるダイオキシン問題

ごみ焼却施設から出るダイオキシンが社会問題になっていますが、茨城県では、竜ヶ崎地方塵芥処理組合が新利根町に設置しているごみ焼却施設の周辺住民が、「過去10年間のガンによる死亡率が43.8%と全国平均の2倍である」との調査結果を公表したことから波紋が広がりました。

これを受けて竜ヶ崎市でも調査を行いました。周辺住民のガンによる死亡率は竜ヶ崎市平均と大差ないという結果となりました。

しかし、ダイオキシンの健康への影響を心配する周辺住民団体は、県や竜ヶ崎市などに対して、ごみ

処理施設の排煙と焼却灰、周辺環境、そして周辺住民の血液のダイオキシン濃度の測定や新施設の建設の凍結などを要望しました。また、「県公害防止条例」に基づいて、ダイオキシンの環境調査を請求するとともに、組合に対しても調査の要請もしました。

そこで8年11月、県と組合は協力して環境中のダイオキシンの調査を行いました。その結果、施設周辺のダイオキシンは一般的な環境濃度のレベルにあることが分かりました。

2. 国におけるダイオキシン問題に対する取組

ダイオキシン対策の歴史は、昭和58年、ごみ焼却施設の集じん灰からダイオキシンが検出されたところから始まります。

これに対応するため、平成2年12月、厚生省は「ダイオキシン類発生防止ガイドライン」(旧ガイドライン)を制定しました。その後もダイオキシンの毒性評価の研究等を進め、8年6月に当面の一日摂取量(TDI)として、 10pg-TEQ/kg/日 を提案しました。また、9年1月には、ごみの排出規制など恒久的な対策も含めた「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」(「新ガイドライン」)を取りまとめました。

一方、環境庁ではより積極的に維持されることが望ましい水準としてダイオキシンの健康リスク評価指針値を 5pg-TEQ/kg/日 とし、9年8月、ダイオキシンを指定物質に指定することなどを盛り込んだ「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」とダイオキシンの排出抑制基準を定めた「指定物質抑制基準を定める告示」を制定し、同年12月から施行しました。

厚生省でも8月、「廃棄物処理法」の施行令などを改正し、廃棄物処理施設の許可対象範囲を拡げるとともに、廃棄物焼却施設の維持管理基準と構造基準の強化をはかりました。

3. 茨城県における今後の取組

茨城県では、9年10月から「茨城県ダイオキシン対策連絡会議」を設け、さまざまな分野からの取組方法を検討してきました。その結果を取りまとめ、10年3月、「茨城県ダイオキシン対策指針」として策定しました。10年度から総合的な対策を実行していきます。

主な内容は、「ごみ減量化・リサイクルの促進」、「発生源対策の推進」、「モニタリング調査などの推進」です。

まず、ダイオキシンを発生させるごみの焼却量を減らすため、ごみの減量化とリサイクルを進めま

す。環境にやさしい消費行動を促進するとともに、住民団体などが行う研修会などへ環境アドバイザーを派遣するなど環境教育の推進をはかります。

発生源に対する方策としては、ごみ処理施設の設備をより充実させるために、小さな規模の処理施設を集約させ、ごみ処理体制の広域化を進めたり、法律の規制対象の施設を設置する事業者への立入検査や指導などを行います。

また、大気や土壌などの環境中のダイオキシンの濃度を把握するためモニタリング調査を行います。

※平成10年版 環境白書要約版より